

[事案 22-6] 契約無効確認・既払保険料返還請求

・平成 22 年 11 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を窓口にして変額年金保険に加入したが、説明不足により、いつ解約しても元本保証と認識し契約したとして、契約を取り消し既払込保険料を返してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 3 月、元本保証のある商品に預けたいと思い銀行を訪れた際、募集人（銀行員）から勧められ、元本保証の商品であると思い一時払変額個人年金保険に加入したが、同年 9 月に解約を申し出たところ、一時払保険料を下回った解約返戻金の提示を受けた。

加入時、募集人から「この商品は保証されているから大丈夫です…」と言われ、途中で解約すると元本が少なくなることの説明も無かったので、いつ解約しても元本が返金されると理解した。納得できないので、契約を取り消し、既払込保険料全額を返金してほしい。

<保険会社の主張>

募集銀行が、申立契約の取扱状況について調査し、関係者にヒアリングを行うとともに、申込手続き時の帳票類を確認した結果、同行より、申立契約の販売方法、販売話法等について、販売ルールに則り適切な取扱いが行われた旨の下記報告を受けている。また、当社が本件保険契約を引き受けするに当たり、申立人から提出された申込書類の記入内容にも問題は見受けられないので、契約の取消請求に応じることは出来ない。

- (1) 募集人はパンフレットで当該保険商品を説明したが、同パンフレットには、「年金支払い期間中に解約した場合は、積立金での払い戻しとなり、最低保証はありません」「解約返戻金には最低保証はありません」などという文言が、赤字かつ下線付きで記載されている。
- (2) 募集人が上記説明の際、赤字部分を説明し、中途解約時の元本割れリスクとの関係で、運用期間中の元金使用の予定について質問したところ、特に予定がないとの返答であった。
- (3) 募集人はオーバーナイトルールを申立人に説明したところ、「商品内容を理解しているので、考慮時間は不要だ」という申立人の希望があったため、募集人は、申立人の前で、保険商品確認シートで説明をしつつ、顧客の理解度を確認した。
- (4) 募集人は、申込時同意書を徴求し、販売チェックシートで重要事項の説明およびクーリング・オフの対象であることの説明等の有無についてチェックし、申立人に申込書兼告知書および年金支払請求書に記入していただいた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の一時払保険料の返還を求める法的根拠は、消費者契約法第 4 条 2 項（不利益事実の不告知）、錯誤無効（民法 95 条本文）と解し、双方から提出された書面、申立人の事情聴取の内容等にもとづき、審理した。

審理の結果、下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘する際に、申立人に不利益となる事実（元本保証が無いこと）を告げなかったことは認められず、消費者契約法第4条2項にもとづく取消しを認めることはできない。また、申立人に錯誤の存在を認めることは困難で、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤【注1】に当たるとしても、具体的な金額が記載された試算書や、自署した事前同意書から、申立契約が元本保証の商品でないことは容易に知りえたと言えることから、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失【注2】があったと言わざるを得ない。

よって、本件申立内容を認めるまでの理由がないので、生命保険相談所規程第44条により裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

【注1】要素の錯誤とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、契約をしなかったであろうことを意味する。

【注2】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予測することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があること。

1. 募集人が申立契約の勧誘に際し、同契約のパンフレット等の資料を使用したことに争いはなく（但し、これらの資料についてどの程度の説明がなされたかについては争いがある）、これらの資料には以下の記載が認められる。

(1)パンフレット

ア) 据置運用期間中に解約した場合、解約返戻金には最低保証はなく、解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあると記載されている。

イ) 年金支払期間中に解約した場合は、積立金額での払戻しとなり、最低保証はなく、解約返戻金と解約計算基準日までに支払われた年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回ることがあると記載されている。

(2)試算書

運用年率に応じた積立金額(解約返戻金額)、年金支払保証総額、年金額が記載されており、運用年率により、積立金額(解約返戻金額)が一時払保険料を下回る場合に、どの程度下回るかについて具体的な金額で記載されている。

(3)「保険商品のご提案に当たって」(事前同意書)

保険商品は預金と異なり、元本保証がないことなどが記載されており、申立人が日付を記入し自署している。

2. パンフレット等の記載は前記のとおりであり、申立契約は元本保証であることの記載はない。そして、募集人が、パンフレット等の書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われること、また、これら書面に則して説明するのが一般的であって、書面の記載から明らかな事柄について、その記載と異なる説明をすることは通常考えられないことからすると、特段の事情がない限り、募集人はパンフレット等の書面に則した説明をしたと考えられる。本件において、このように考えることを妨げるような特段の事情を認めることはできない。